令和５年度 障害者職業生活相談員 資格認定講習
受講者募集のごあんない

埼玉支部

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構埼玉支部では、令和５年度「障害者職業生活相談員資格認定講習」を次のとおり実施いたします。

■日程・申込受付期間

先着順ではありませんので、申込受付期間内にお申し込みください。

実施回	開催日時			申込受付期間
第１回	（１日目）	１０月１９日(木)	9:30～17:30	７月31日(月)～８月10日(木) 受付期間を過ぎたものは無効
	（２日目）	１０月２０日(金)	9:15～17:30	
第２回 （手話通訳･要約筆記）	（１日目）	１１月１６日(木)	9:30～17:30	８月21日(月)～８月31日(木) 受付期間を過ぎたものは無効
	（２日目）	１１月１７日(金)	9:15～17:30	

手話通訳等を必要とする聴覚障害をお持ちの方が受講申込をする場合、「受講に際して必要な障害等への配慮」の手話通訳または要約筆記にチェック(✓)を入れ、第２回にお申し込みください。

■概　要

青太字下線部をクリックするとリンク先に移動します

募集人数	各回とも ８０人
費用等	受講費用は無料。テキスト・その他資料を無償で提供いたします。
講習会場	さいたま共済会館 ６０１・６０２会議室（第1回、第2回とも同じ会場で実施します） さいたま市浦和区岸町7-5-14（ JR浦和駅西口 徒歩１０分 ）
受講対象者	原則として、埼玉県内で障害者を５人以上雇用している事業所に勤務する労働者で、当該事業所の障害者職業生活相談員に選任予定の方や、これに準ずる方。 公務部門（国および地方公共団体）の職員は受講できません。 （この場合は埼玉労働局が実施する公務部門向けの講習が対象となります。）
申込方法	記入例を参考に「申込書」を作成し、受付期間内にご提出(送付)ください。 先着順ではありません。（ FAX不可、受付期間を過ぎたものは無効 ）
申込書宛先（事務局）	〒336-0931 さいたま市緑区原山２－１８－８　ポリテクセンター埼玉 本館４階 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部 高齢・障害者業務課　宛
受講審査と結果の通知	以下により受講可否を審査し、ご担当者あてに結果を書面で通知いたします。 ① 受講対象者に該当する申込者を、機構本部ホームページ(※)でご案内している優先順位に則って、受講の可否を審査いたします。(※) ② なるべく多くの事業所から受講希望者の受入れが可能となるよう、１事業所のお申込みは各回１名までといたします。 ③ 上記①②項により受講者数が募集人数を上回ったときは、会場定員を考慮して受講者の受入れを拡大しますが、それでも会場に収容可能な人数を超えているときは、優先順位が高くても、受講対象とならないことがありますのでご了承ください。 ④ 埼玉県外の事業所から申込があった場合、埼玉県内の事業所の受講希望者を受入れた上で、定員の範囲において受講可否審査を行なうことがあります。 ⑤ 受講可否通知は、「令和５年度 障害者職業生活相談員資格認定講習に係る日程」のとおり発送を予定しております。 締切から２週間経過しても何の通知も届かない場合は、以下の事務局にお尋ねください。（ 事務局 048-813-1112） (※) 優先順位等は、本部ホームページから抜粋したものを裏面に載せています。 (※)法令遵守の観点から真に受講が必要な方を優先的に選定させていただきます。

（注意）受講申込に際しては、業務都合等によるキャンセルがなきよう、受講者の日程調整には十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

（ 裏面あり ）

令和５年度 障害者職業生活相談員 資格認定講習

機構本部ホームページより抜粋

https://www.jeed.go.jp/disability/employer/employer04.html

青太字下線部をクリックするとリンク先に移動します

障害者職業生活相談員資格認定講習

５人以上の障害のある労働者を雇用する事業所では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、厚生労働省で定める相談員の資格を有する労働者の中から障害者職業生活相談員を選任し、職業生活全般における相談・指導を行うよう義務づけられています。

受講対象となる方

障害者を５名以上雇用する事業所で、障害者職業生活相談員として選任が予定されている方、及びこれに準ずる方が受講対象となります。

個人でのお申込は受け付けておりません。

受講の優先順位

受講を希望される会場において、お申込が多数の場合は、以下の優先順位にて受講の優先順位を決定いたします。また、会場定員の都合で、優先順位が高い場合においても受講対象とならない場合もございますのでご了承ください。

1. 選任義務がある事業所で、相談員有資格者がいない事業所
2. 選任義務がある事業所で、相談員が人事異動等で不在となる事業所
3. 当該年度中に雇用障害者の増加により、選任義務が生じる見込みの事業所
4. 選任義務がある事業所で、実務経験により相談員として選任された方がいるが、講習を受講することで支援の充実を図りたい事業所
5. 選任義務はないが、障害者の相談、指導に必要な事業所
6. 相談員をすでに選任しているが、雇用障害者数の増加等により、相談員を増員する事業所
7. その他

（注）「選任義務がある事業所」とは、５人以上の障害者を雇用する事業所をいいます